厚木市落書き防止対策原材料等支給事業に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、公共施設の落書きについて、施設管理者が維持管理業務として行う消去作業等以外で地域住民団体等が行う自主的な落書き消去作業等の活動に対し、街の美観の保持、防犯等公益的観点から原材料等を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　落書き　公共の場所等に、塗料、墨等により、みだりに文字、図形若しくは絵柄を書くこと、又は書かれた文字、図形若しくは絵柄をいう。

(2)　地域住民団体等　商店会、自治会、子ども会及び地域住民により組織される任意のボランティア団体をいう。

(3)消去作業等　落書きを消去すること（以下「消去作業」という。）又は落書きの再発を防止することを目的として壁画を制作すること（以下「壁画制作」という。）をいう。

(4)原材料等　塗料缶、刷毛、ローラーセット、マスク、ゴム手袋、消去溶剤等をいう。

（支給対象者）

第３条　原材料等の支給を受けることができる団体は、市内で消去作業等の活動を行う地域住民団体等とする。

（支給の限度等）

第４条　支給の対象となる消去作業等に要する原材料等は、次の表の消去作業等の欄に掲げる消去作業等の区分に応じ、同表原材料等の金額の欄に掲げる原材料等の金額相当のものを限度とし、同表回数等の欄に掲げる回数等を限度として支給する。

消去作業等	原材料等の金額	回数等
消　去　作　業	３０，０００円(消費税を含む。)	消去作業を実施する場所１箇所につき、１年度に１回
壁　画　制　作	５０，０００円(消費税を含む。)	壁画制作を実施する場所１箇所につき、１年度に１回

（申請）
第５条　原材料等の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、落書き防止対策原材料等支給事業申請書（第１号様式）を消去作業等を実施する日の２０日前までに市長に提出しなければならない。
（調査）
第６条　市長は、前条に規定する申請があったときは、２０日以内に当該申請に係る落書きの状況について、原材料等の支給に関する決定に必要な現地調査を実施しなければならない。
（支給決定等）
第７条　市長は、前条の規定による調査の結果、原材料等を支給することを決定したときは、落書き防止対策原材料等支給交付決定通知書（第２号様式）により、支給しないことを決定したときは落書き防止対策原材料等支給交付却下通知書（第３号様式）により、第６条に規定する調査の完了後１０日以内に申請者に通知するものとする。
（報告）
第８条　前条の規定による決定の通知を受けた者は、消去作業等の完了後３０日以内に、活動報告書（第４号様式）を市長に提出しなければならない。
（支給決定の取消等）
第９条　市長は、原材料等の支給決定後に申請者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、支給した原材料等の全部又は一部について返還させることができる。ただし、当該原材料等の返還が困難なときは、当該原材料等に相当する金員により返還させることができる。
(1)　申請内容に虚偽の事項があったとき。
(2)　その他本要綱の趣旨に反する事項があったとき。

附　則
１　この要綱は、平成17年４月１日から施行する。
２　厚木市落書き修復対策事業原材料支給要綱（平成13年７月２日施行）は、廃止する。

附　則
この要綱は、平成22年７月１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成27年８月１日から施行する。